措置業者	所在地	指名停止期間	備考
有限会社クリーンライフテクノサービス	佐賀県佐賀市	令和6年4月12日~令和6年6月11日 (2か月)	前記事業者は、令和6年3月27日に佐賀市が行った教育施設廃棄物処理業務委託(南部)の指名競争入札において、落札したにもかかわらず契約締結を辞退した。 このことは、措置要領別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第13号(不正又は不誠実な行為)に該当する。
(1)株式会社魚国総本社 (2)葉隠勇進株式会社	(1)大阪府大阪市 (2)東京都港区	(1) 令和6年5月31日~令和6年10月30日 (5か月) (2) 令和6年5月31日~令和6年8月13日 (2,5か月)	前記1 (1) 及び (2) の事業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札について、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から違反事実の認定を受け、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第6号(独占禁止法違反行為)に該当する。
(1) 株式会社 J T B (2) 東武トップツアーズ株式会社 (3) 名鉄観光サービス株式会社 (4) 近畿日本ツーリスト株式会社	(1)東京都品川区 (2)東京都墨田区 (3)名古屋市中村区 (4)東京都新宿区	(4 か月)	前記1 (1)、(2)、(3)及び(4)の事業者は、青森市が発注した新型コロナウィルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から違反事実の認定を受け、(1)、(2)、(3)の事業者は排除措置命令を受けた。 このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第6号(独占禁止法違反行為)に該当する。
株式会社佐電工	佐賀県佐賀市	令和7年2月25日~令和7年10月24日 (8か月)	前記事業者の使用人である営業本部副本部長は、多久市が令和4年10月25日に発注し、前記事業者が受注した庭球場照明設備改修工事において、入札の秘密事項となる指名業者名を同市職員から入手し、入札の公正を害したとして、令和7年2月18日に、公競売入札妨害の疑いで佐賀県警に逮捕された。このことは、措置要領別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第8号(競売入札妨害又は談合)に該当する。
株式会社富士建設	佐賀県佐賀市	令和7年3月4日~令和7年3月17日 (2週間)	前記事業者は、令和6年5月31日に受注した、佐賀市発注の道路災害復旧工事において、斜面の崩土による 事故が発生し、前記事業者の工事作業員が15週間の傷を負った。この事故について、佐賀労働基準監督署か ら、あらかじめ危険を防止するための措置を講じていなかったとして、労働安全衛生法違反による是正勧告を受 けた。 このことは、佐賀市上下水道局競争入札参加資格者指名停止等の措置要領第2条第7項(指名停止等)に該当 する。
(1) パナソニックEWエンジニアリング株式会社(2) パナソニック環境エンジニアリング株式会社(3) パナソニック産機システムズ株式会社	(1)大阪府大阪市 (2)大阪府吹田市 (3)東京都墨田区	令和7年3月11日~令和7年6月10日 (3か月)	前記(1)、(2)及び(3)の事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、(1)及び(2)の事業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局又は関東地方整備局より令和7年1月31日付けで、営業停止処分(22日間)及び指示処分を受けた。このことは、措置要領別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)第11号(建設業法違反行為)に該当する。